



2026 年 10 月 13 日

店舗移転(統合)およびエリア営業体制導入のお知らせ

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、店舗配置の合理化と継続的なサービスの維持を目的として、下記店舗においてランチ・イン・ランチ（店舗内店舗）形態で移転（統合）するとともに、坂東市内および桜川市内の店舗において「エリア営業体制」を導入しますのでお知らせいたします。

記

1. 店舗移転(統合)について

支店名	移転日	移転場所
常北支店	2027 年 1 月 18 日（月）	水戸営業部 水戸市泉町 2-3-12

店舗の移転に際しまして、支店名・支店番号・お客様の口座番号の変更はございませんので、現在ご利用いただいております通帳・証書・カード等はそのまま継続してご利用いただけます。

現店舗の ATM は引き続きご利用いただけますが、店舗移転後は硬貨の取り扱いを停止させていただきます。

併せて、振込についても現金の取り扱いが停止となり、キャッシュカードでの取り扱いのみとなります。

2. エリア営業体制の導入について

(1) エリア営業体制の導入店舗

①坂東エリア

フルバンキング店舗	個人特化型店舗	実施日
岩井支店	猿島支店	2027 年 1 月 12 日（火）

②桜川エリア

フルバンキング店舗	個人特化型店舗	実施日
岩瀬支店	真壁支店	2027 年 1 月 25 日（月）

(2) 内容

今回、猿島支店・真壁支店の役割を、「個人特化型店舗」とし、「フルバンキング店舗（従来型の法人・個人すべてのお客さまを対象とした店舗）」である岩井支店・岩瀬支店と連携を図りながら、地域のお客さまの金融ニーズにお応えしてまいります。

役割分担の明確化による効果的な人材配置を含め、従来以上に機動的できめ細やかなサービスができるよう、サービスの質の向上に努めてまいります。

(3) 個人特化型店舗（猿島支店、真壁支店）の平日窓口営業時間

	変更前	変更後
猿島支店	1月8日（金）以前 9時～15時	1月12日（火）以降 9時～ <u>11時30分</u> <u>12時30分</u> ～15時
真壁支店	1月22日（金）以前 9時～15時	1月25日（月）以降 9時～ <u>11時30分</u> <u>12時30分</u> ～15時

11時30分～12時30分は昼休業とさせていただきますが、店舗併設のATMは昼休業時間帯も稼働します。

(4) 個人特化型店舗（猿島支店、真壁支店）の業務内容

店頭でのお預入れ、お振込み、各種お手続きおよび資産運用、無担保ローンに関するご相談を承ります。

事業性融資のご相談につきましては、エリア内の「フルバンキング店舗」へ円滑にお取次ぎのうえ、ご融資に関する手続きを承ります。

支店名、支店番号、お客さまの口座番号の変更はございません。現在ご利用いただいております通帳、証書、カード等はそのまま継続してご利用いただけます。

以 上

報道機関のお問合せ先 筑波銀行 総合企画部 IR・広報室 TEL 029-859-8111
